

社会福祉法人函館厚生院  
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 情報公開

項目	割合	対象	
採用した労働者に占める女性労働者の割合	全体	72.3%	令和2年度
	正職員	61.6%	
	常勤契約職員	91.4%	
	非常勤契約職員	85.0%	
	嘱託契約職員	79.1%	
労働者に占める女性労働者の割合	全体	72.6%	令和3年3月1日現在
	正職員	68.4%	
	常勤契約職員	89.3%	
	非常勤契約職員	90.1%	
	嘱託契約職員	64.8%	
管理職に占める女性労働者の割合	38.1%	令和3年3月1日現在	
有給休暇取得率	全体	56.2%	令和2年度
	正職員	55.9%	
	常勤契約職員	74.5%	
	非常勤契約職員	33.3%	
	嘱託契約職員	61.4%	

2. 行動計画

女性職員が個々の能力を發揮し、男女ともに長期にわたって勤続できる職場環境の整備を行うため、次の行動計画を定めます。

(1) 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 目標と取組内容

目標1

管理職に占める女性労働者の割合を40%以上にする。

〈内容〉

- ・一般職員(被考課者)のスキルアップ、ベースアップを目的とした研修会を実施し、キャリアアップにつなげる。
- ・全職員へ雇用環境に関するアンケートを実施し、各事業所の労働環境の把握および問題点の洗い出しを行い、改善策を検討する。
- ・女性が出産・育児等のライフイベントをむかえた後でも、働き続けやすい環境を目指し、法人内保育所設置にむけての検討を行う。

目標2

職員の有給休暇取得率を60%以上にする。

〈内容〉

- ・所属長は、各職員の付与日数に応じた月毎の有給休暇取得状況の管理(例：20日付与の場合、1ヶ月あたり1日以上)を徹底し、部下の有給休暇取得を促進する。
- ・バースデー休暇等、必ず有給休暇を消化できる休日の立案を行う。